

令和 3 年度第 3 回奈良市プロポーザル採否審査会会議録			
開催日時	令和 3 年 10 月 11 日(月)午後 2 時 00 分から		
開催場所	奈良市役所 中央棟 5 階 秘書広報課会議室		
出席者	委員長	西谷副市長	
	委員	中岡法令遵守監察監 吉村総務部長 中川市民部長 中原都市整備部長 木村建設部長	
	事務局	契約課長、契約課課長補佐	
開催形態	公開(傍聴人 0人)	担当課	児童相談所設置推進課
議題 又は 案件	1 奈良市社会的養護自立支援事業 生活相談業務委託 2 奈良市里親支援事業 業務委託		
決定又は 取り纏め事 項	1 採用 2 採用		
議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等			
<p>1 奈良市社会的養護自立支援事業 生活相談業務委託について</p> <p>担当課 業務の名称、奈良市社会的養護自立支援事業業務です。児童養護施設等への措置は児童福祉法で原則 18 歳までと定められており、個々の状況に関わらず自立を強いられます。社会的養護の児童の多くは、実親との関係不良や社会的スキルの不足等、様々な課題を抱えています。社会的養護自立支援事業生活相談業務とは、施設等からの退所を控えた者及び退所した者に対して、講習会の実施等による自立生活準備のサポート、電話や訪問による日常生活における相談対応、支援対象者が集うことのできる居場所の提供等を、個々の状況に応じて実施するものです。つまり、単に事務的な処理を行っていくものではなく、支援対象者が人とのつながり、地域とのつながりを構築し、他者との関係の中で頼り・頼られ生きる術と社会性を発揮できるよう、サポートする必要がありますので、奈良市プロポーザル方式の実施に関する基準第 3 条 (5) に掲げる業務として、企画提案書の提出やプレゼンテーション、ヒアリングにより審査を行う公募型プロポーザル方式により、総合的に事業者比較を行い、受託事業者を選定しようとするものです。</p> <p>委員 想定されている受託事業者はどういった業種になるのですか。</p> <p>担当課 奈良県では NPO 法人が受託しています。また奈良市内に青少年の社会的自立支援を行っている NPO 法人もあります。また社会福祉協議会の参加も望まれると考えています。</p> <p>委員 電話や対面で相談を受けるのですか。NPO 法人の事務所に来てもらうようになるのですか。それとも別に事務所を開設してもらうのですか。</p> <p>担当課 施設から退所した児童皆が奈良市に居るわけではありません。そこについては、各事業者から居場所についての考え方、それについての対応方法を提案してもらいたいと</p>			

考えています。

委員長 直営で実施することは考えられないのですか。

担当課 奈良市としては初めて実施する業務であり、ノウハウの蓄積もなく、想定しづらい問題も発生するかと思いますので、委託にて実施したいと考えています。まずは本業務に長けた事業所に数年は委託し、業者の持っている知識、ノウハウを吸収し、徐々に直営でも実施する部分も増やしていきたいと考えています。

委員 直営で実施した中で、一部業務委託をするのも一つかと思えます。

担当課 職員派遣し、奈良県の業務実績を見ている中で、奈良市として十分なノウハウがないことから委託にて実施を考えています。その方が子ども達にとって、安定した支援業務が行えると考えています。

委員長 参加資格はどのように考えているのですか。

担当課 地域性という部分から県内事業者の方が有利かと考えます。

委員 支援が必要となる対象児童は何人ぐらいと想定しているのですか。

担当課 奈良市から社会的養護施設、若しくは里親と一緒に暮らしている子ども達が76名います。76名の内高校生が20名程いますので、3年生で6,7名になると考えています。

委員 何年間ほど支援するのですか。

担当課 高校卒業後大学進学する子ども達もいますので、大学を卒業する概ね22歳が目安と考えていますが、自立するまでの間は支援する必要があると考えています。

委員 1学年が5,6人の想定ですが、対象児童数の大幅な増減があった場合、契約金額の変更はあるのですか。

担当課 児童数によっては変更する必要があるかと考えます。

委員 内容として、仕様書により価格競争を実施するには不向きであると思えます。

委員 プロポーザル方式が良いとは思いますが、審査項目の中には、プレゼンテーションを受けなくても、事前に事務局側で採点できる項目が入っていると思います。

担当課 その点も含めて最初の実行委員会で委員から意見を徴取したいと考えています。

2 奈良市里親支援事業 業務委託について

担当課 業務の名称は、奈良市里親支援事業です。家庭は、子どもの成長・発達にとって最も自然な環境です。しかし、子どもを家庭において養育することが困難な場合には、家庭に近い環境での良好な養育を推進することが重要です。里親支援事業は、この家庭に近い環境での良好な養育を推進するためのもので、児童相談所の業務として児童福祉法の中で位置付けられています。里親支援事業を委託することにより、里親登録者数の増加、登録数の地域格差解消、里親委託率の増加、里親養育の質の向上を目指し、もって子どもの福祉の増進を目的とします。里親支援事業は、里親制度等普及促進・リクルート事業、里親研修・トレーニング事業、里親訪問等支援事業の三つから成り、いずれにおいても、里親制度に関する豊富な実績・知識、地域の現状を正しくとらえたアプローチ、また、里親希望者や里親個々のニーズを的確に捉え対応し得る実績や対応者の資質など、様々な角度からの創意工夫によるノウハウの提案が求められることから、奈良市プロポーザル方式の実施に関する基準第3条(5)に掲げる業務として、企画提案書の提出やプレゼンテーション、ヒアリングにより審査を行う

公募型プロポーザル方式により、総合的に事業者比較を行い、受託事業者を選定しようとするものです。

委員長 どういった業種が想定しているのですか。

担当課 奈良県の受託業者は天理にある社会福祉法人で児童養護施設を運営しています。新潟県、静岡県では、公益財団法人全国里親会が請け負っていますが、奈良県の里親会はそこまでの業務の実施はしていません。

委員 どれくらいの子どもさんが里親に預かってもらっていますか。

担当課 現在奈良市の入所者 76 名に対して、里親に預かってもらっている児童は 11 名います。率に直しますと 14.47%となり、全国平均が 20%と比較して低い水準にあります。

委員 里親が少ないのが原因ですか。

担当課 里親自体が少ないのと、里親に預けられる子どもが少ないのが理由です。

委員 この事業により里親を増やそうということですか。

担当課 選択肢を増やしたいと思います。

事務局 里親訪問等支援事業は奈良県も行っているのですか。

担当課 奈良県は県下全域になるので、地域差もありますので違います。奈良市としては、業者に全て任せるのではなく、業者と奈良市が一体となり、総合力で増やしていきたいと考えています。

委員 奈良県と同じ業者が受託したとして、兼務可能なのですか。それとも専任が必要なのですか。

担当課 奈良市専任を考えています。

委員長 初めて行う事業であるので、良い事業者と契約するのが望ましいと考えます。

	【資料】「社会的養護自立支援事業 生活相談業務委託」に係る公募型プロポーザル方式実施要項 「奈良市里親支援事業委託」に係る公募型プロポーザル方式実施要項
--	---